

障害福祉サービス等報酬改定に係るヒアリングへの意見（要約版）

社会福祉法人日本盲人会連合
会長 竹下 義樹

I 同行援護関係

同行援護サービスの本質に適した報酬単価に改定し、事業所経営の安定的実施が図れるよう要望する。

1. 同行援護の問題点

安定した事業所経営、生活できるヘルパー収入につながりにくいため、事業所・ヘルパー共に不足している。

- （1）利用者の多くが「身体介護伴わない」の決定であり、単価が低く事業所の収入につながらない。
- （2）サービス内容に対して報酬額が見合わない。

2. 上記問題点に伴う同行援護の現状

- （1）同行援護事業所の多くは、収入につながらないことを理由に、同行援護以外のサービス利用で契約している視覚障害者の便宜を図る目的で、同行援護を実施しているに過ぎない。
- （2）正規資格の同行援護従業者が増えない

3. 同行援護サービスに適した報酬単価改定が必要

- （1）情報提供をその本質とした同行援護に相応しい報酬単価（1類型）とし、対応が困難な利用者には加算をつけるよう改定されたい。

II 同行援護以外の障害福祉サービス

1. サービスの種類とその報酬に関する問題点

- （1）介護給付費
①短期入所、②生活介護、③施設入所支援
- （2）訓練等給付費
①自立訓練（機能訓練）、②就労移行支援（養成施設）、③共同生活援助（グループホーム）

※報酬の見直しとは異なるが、利用者負担について

現行：0円 0円 9,300円 37,200円

今後：0円 0円 9,300円 1万円台後半 2万円台後半 37,200円

以上のように改訂していただきたい。

障害福祉サービス等報酬改定に係るヒアリングへの意見

社会福祉法人日本盲人会連合
会長 竹下 義樹

障害福祉サービス等に係る報酬について、平成27年度報酬改定に向けて、下記のとおり要望いたします。

I 同行援護関係

同行援護サービスの本質に適した報酬単価に改定し、事業所経営の安定的実施が図れるよう要望する。

1. 同行援護の問題点

積極的な同行援護の事業実施がなされず、視覚障害者の安全な外出が保障されていない。

- (1) 利用者の多くが「身体介護伴わない」の決定であり、単価が低く事業所の収入につながらない。

<報酬単価と利用者比率>

	単位数	自治体調査結果	事業所調査結果
身体介護伴わない	198単位	64.7%	75.6%
身体介護伴う	405単位	35.3%	24.4%

日盲連実施調査による

- (2) サービス内容に対して報酬額が見合わない(資料1)

同行援護はその性質上、常に危険が伴う活動であって、高度な技術と多様な能力が求められる一方、事業実施においては手間がかかり効率が悪いとされる。

これらに見合う報酬が保障されていない。

- ★ 安定した事業所経営、生活できるヘルパー収入につながりにくいため、事業所・ヘルパー共に不足している。

2. 上記問題点に伴う同行援護の現状

(1) 同行援護を積極的に取り組む事業所はほとんどない。

① 同行援護は「おまけ」の事業

同行援護事業所の多くは、収入につながらないことを理由に、同行援護以外のサービス利用で契約している視覚障害者の便宜を図る目的で、同行援護を実施しているに過ぎない。

② 選別される利用者

新たな同行援護の利用希望に対して、事業所運営における負担の有無の観点から利用者の選別が日常的に行われている。

- ・報酬額の高い「身体介護を伴う」利用者しか契約しない。
- ・効率の良い「定期」「終了時刻の変動が少ない」利用のみ派遣する。
＝「不定期」「短時間」「終了時刻の変動が予想される」利用は断る。
- ・「自宅～目的地～自宅」利用のみ派遣する＝片道利用は断る。

(2) 正規資格の同行援護従業者が増えない

① 同行援護従業者養成研修について

研修の開催が少ない

理由1：受講者が集まらない。また講師や指導者が養成されていない、など研修修了者が、活動に結びつかない。

理由2：事業所が近くにないことから収入につながらない、など

理由3：事業所が求人を出しても全くと言って良いほど従業者が集まらない。

② 経過措置対象（同行援護従業者養成研修未修了）ヘルパーについて

従業者資格の3年に及ぶ経過措置期間満了（平成26年9月末日）間近な今日においてなお、介護資格のみのヘルパーが正規資格を取得する見通しが無い。

理由：同行援護の収入に対して、研修受講経費が見合わないと判断される。

もともと同行援護について消極的であるため、問題の解消が放置されている。

★ ガイド実技の経験がないヘルパーの派遣は、早急に解消されなければ危険である。

3. 同行援護サービスに適した報酬単価改定が必要

(1) 情報提供をその本質とした同行援護に相応しい報酬単価(1類型)とし、対応が困難な利用者には加算をつけるよう改定されたい。

① 同行援護の本質は情報提供である。

- ・安全な誘導、状況説明、代筆代読等、ヘルパーに求められるものは全て情報提供を基本とした業務であり、身体介護の有無のみで2倍近い差が設けられている現行の報酬単価は、同行援護にはそぐわない。

同行援護の業務内容に相応しい報酬単価が定められるべきである。

- ・視覚障害に加えて、難聴、知的・精神障害、認知症等が伴う利用者に対する事業所・GHの負担は考慮されていない。

(視覚障害というコミュニケーション障害に加え、さらにコミュニケーションないしは認知に障害のある利用者について、考慮されるべきである)

② 事業運営が安心して行える報酬額に改定されたい。

★ 「おまけ」事業を脱却し、いずれの地域においても同行援護にしっかりと取り組む。

事業所が存在できるよう改善を望むものである。

II 同行援護以外の障害福祉サービス

1. サービスの種類とその報酬に関する問題点

(1) 介護給付費

①短期入所

視覚障害でも短期入所することがあるかと考える。

その場合の報酬単価が低いと考えられるため、報酬の見直しをお願いしたい。

②生活介護

障害支援区分変更に伴い報酬の変更が行われえないなどの問題がある。

③施設入所支援

視覚障害がある場合の施設入所支援の報酬単価の引き上げが必要。

(2) 訓練等給付費

①自立訓練（機能訓練）

視覚障害の場合、受けられることが少ないことは、報酬単価が低いいためだと考えられる。そのため引き上げを行う必要がある。

②就労移行支援（養成施設）

「あんまマッサージ指圧師免許、はり師免許またはきゅう師免許を取得することにより社会参加・社会復帰が見込まれるため、指導を充実させるために報酬単価の引き上げが必要。

③共同生活援助（グループホーム）

報酬単価が低いため身体障害者を中心とする共同生活援助はほとんど見当たらない状況にある。そのため、共同生活援助を活用した地域生活への移行は進んでいない。報酬単価の引き上げが必要。

※報酬の見直しとは異なるが、利用者負担について

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限が設定されている。ところが、一般1の9,300円から次の一般2は37,200円と大幅に負担増となる。負担上限月額を4段階ではなく小刻みな区分とすることが必要。

現行：0円 0円 9,300円 37,200円

今後：0円 0円 9,300円 1万円台後半 2万円台後半 37,200円

以上のように改訂していただきたい。

<資料1> 他事業との比較による同行援護の特性

ヘルパー関係

GH=ガイドヘルパー

	家事援助	通院等介助	同行援護(視覚障害者のみ)	備考
	196単位	196単位 (身体介護伴わない場合)	198単位 (身体介護伴わない場合)	
危険度	小さい(屋内)	あり	非常に大きい	・GHには危険回避の全責任がある
身体接触	ない	たまにある	必ずある(誘導姿勢)	・身体接触ゆえの高度な技術・モラルが必要
活動の場	自宅内	概ね特定の医療機関	異なるあらゆる行先(他府県など含む)	・GHの心理的負担が大きい
状況判断	利用者からの指示が得られやすい	利用者からの指示が比較的得られやすい	GHの判断に委ねられることが多い	・視覚障害者は状況把握が困難でありGHには状況判断能力が必要
定期利用の度合い	ほぼ定期利用	定期利用の度合いが高い	不定期利用の度合いが高い	・GHの予定が立ちにくい(効率よく就労できない=収入が少ない)
1回の活動時間と活動計画	1～2時間(効率的な活動計画が可能)	1～2時間(比較的、活動計画が可能)	長時間になることが多い	・交通事情や待ち時間等により、効率的な活動計画は立てにくい→ロスが多い
ヘルパーの能力	家事能力	身体状況に応じた支援技術	長時間・悪天候・暑さ寒さに対応できる体力 屋外で起こる状況変化に対応する判断力 地理的感覚 誘導の技術	・長時間の身体接触・緊張感に堪えられる精神力

事業所関係

	家事援助	通院等介助	同行援護(視覚障害者のみ)	備考
効率性	高い	一定ある	悪い	・派遣調整に時間と手間がかかる ・定期利用の比率が低い ・終了時刻が計画通りにはならない ・天候に伴うキャンセル率が高い ・片道利用は収入が得られない
危機管理と対応	起こり得ることを想定しやすい 事業所が比較的近い		どこで何が起こるか想定しにくい 事業所から遠いことが多い	事業所・GH共に高い危機管理能力が必要
ヘルパーへの伝達・指導	業務に反復性がありしやすい	比較的同一医療機関が多く、しやすい	毎回異なる行先になることもあるため難しい	地図・交通機関利用など事前の下調べが必要
利用者への合理的配慮			書類等の代読、点字化・音声化が必要	手間と経費がかかる